

別紙8

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八第一項第二号ロ及び第七項、第四十九条の二十九第一項第二号ロ及びハ並びに第七項並びに別表第三号44及び45の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>「一 略」 二 「略」 「1～10 略」</p> <p>111 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告¹¹¹に準拠するネットワークを識別するため に基地局及び陸上移動中継局が使用する番号は、九九九〇〇二とすること。ただし、電気通 信業務を行うもの又は電気通信番号規則表第九号に掲げる「MS」の指定を受けた電気通信事 業者から当該電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの 限りではない。</p> <p>121 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告¹²¹に準拠する端末設備を識別するために陸 上移動局が使用する番号は、次のとおりであること。ただし、電気通信業務を行うもの又は 電気通信番号規則表第九号に掲げる「MS」の指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信 番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。 総務大臣が指定する九九九〇〇二から始まる十五桁の十進数字</p>	<p>「一 同上」 二 「同上」 「1～10 同上」 「新設」 「新設」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	